

悪臭防止法に基づく臭気指数規制

① 臭気指数規制導入の経過

安曇野市では、工場や事業場から発生する悪臭について、一部地域で悪臭防止法に定める22物質の個々の物質濃度により規制を行ってきましたが、最近の悪臭苦情は多種多様な「におい」がまざった複合臭や、指定された22物質以外の物質が原因であるものが増加しています。

そこで、平成27年10月1日から、悪臭防止法に基づく規制方式を「物質濃度規制」に代えて、人間の嗅覚（きゅうかく）を用いてにおいの程度を評価する「臭気指数規制」に変更しました。（平成27年3月31日告示第87号、平成27年10月1日施行）

安曇野での良好な生活環境を実現するため、皆様のご協力をお願いいたします。

② 臭気指数規制と長所

従来までの特定悪臭物質濃度による規制は、悪臭防止法に定められた22物質のそれぞれの濃度を測定する方式でしたが、においは殆どの場合、様々な物質が混合した複合臭として存在し、従来の方法では約40万種あると言われている多種多様なにおいには対応できませんでした。

臭気指数規制は、物質濃度による規制では対応できない複合臭や規制の対象となっていない物質によるにおいにも対応できるという特徴があります。

また、人間の嗅覚を用いて測定する方法のため、苦情の被害感覚と一致しやすく、悪臭苦情に対応するのに優れた方法であるといえます。

・臭気指数規制の主な長所

- ① 多種多様な「におい」の物質（約40万種類）に対応可能である
- ② おおいの相加・相乗等の効果を評価できる
- ③ 嗅覚を利用することで、「におい」の程度をイメージしやすい
- ④ 市民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい
- ⑤ 国際的に実施されている方法である

③ 悪臭防止法の規制基準

規制基準は、事業場の就業形態により、悪臭が発生する箇所が異なるため、敷地境界での測定を1号規制基準、煙突での測定を2号規制基準、排出水の測定を3号規制基準とします。



(出典：環境省「悪臭防止法の手引き」より)

1号規制基準（敷地境界線）

特定の煙突・排気口がなく、事業場の建屋・敷地全体から排出される場合

2号規制基準（気体排出口）

煙突などの気体排出口がある場合

3号規制基準（排水）

事業場から排出される排出中に含まれた悪臭物質が気体化・蒸散する場合

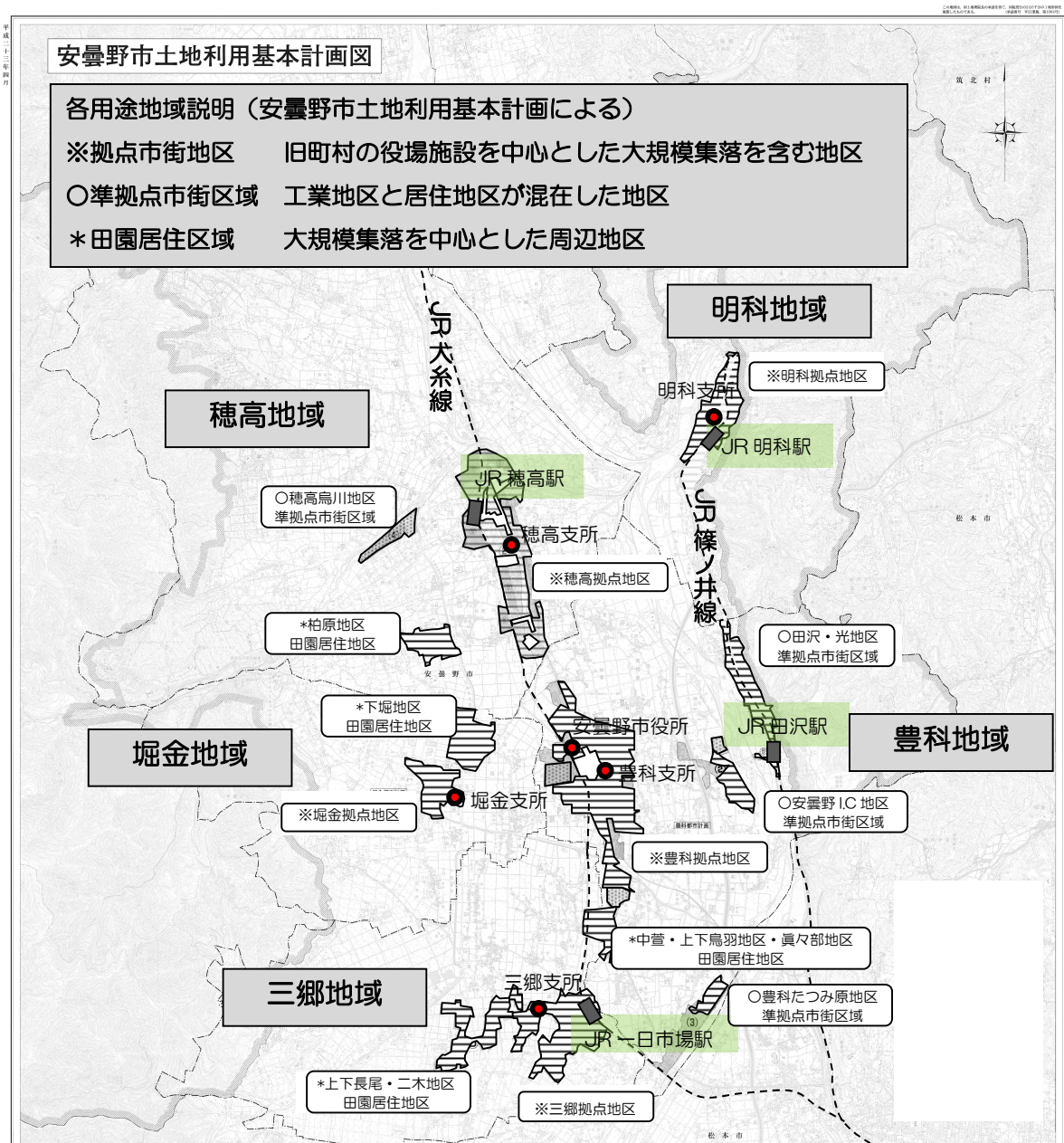
④ 規制地域と概要図

規制場所の範囲、安曇野市条例に定める基本区域

第1地域 (居住系)	●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域
	●田園居住区域
第2地域 (商業系、その他区域)	拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ★工業地域及び工業専用地域のうち、第1地域に接する場合にあっては、その境界線から水平距離が50mまでの区域
	●田園環境区域 ●山麓保養区域 ●森林環境区域
第3地域	●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第2地域に掲げる以外の工業地域及び工業専用地域

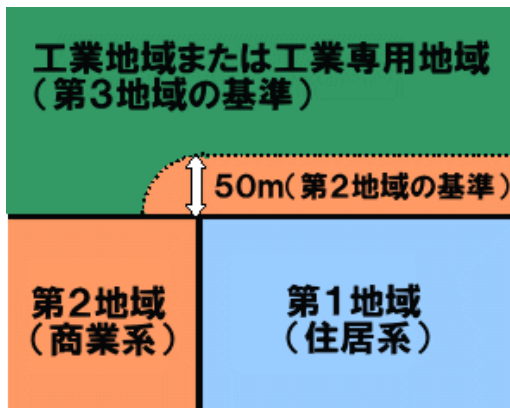
※工場、その他の事業場から排出される悪臭原因物を規制する地域は、安曇野市全域で、地域の実情により上記3区分に細分化します。

概要図



規制地域の区分

区 分	用途地域	上記地図での表記	その他
第 1 地域	住居系		地図のうち、縞模様の部分
第 2 地域	商業系 その他区域		地図のうち、白い部分
第 3 地域	工業系		地図のうち、点模様の部分



悪臭防止法の規制基準は、発生源が所在する地域の規制基準が適用となるため、工業系に隣接する住居系の地域住民から苦情が提起されても、工業系の基準が適用となってしまいます。

本市の都市計画用途地域の状況を見ると、工業系に隣接して住居系の地域があるなど、各地域が混在しているケースが多く見受けられ、発生源と苦情者の属する地域の規制基準値が異なる

ケースがままあることが想定されます。

そこで、住民側に配慮しつつ、地域の実情に即した規制地域とするため、工業系及び工業専用地域が住居系の地域と接している場合には、敷地境界線から内側へ（工業系側）50mの範囲については、一段階厳しい第2地域の基準とすることとしました。

⑤ 規制基準

	規制地域の区分（市内全域）		
規制場所の区分	第1地域 住居系	第2地域 商業系、その他区域	第3地域 工業系
敷地境界線 （1号基準）	臭気指数12	臭気指数15	臭気指数18
気体排出口 （2号基準）	1号の許容限度（臭気指数）を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度又は排出気体の臭気指数の許容限度（環境省の定める方法で個々に計算）		
排出水 （3号基準）	臭気指数28	臭気指数31	臭気指数34

臭気指数規制の排出基準は、安曇野市に立地する全ての工場や事業場に対し適用になります。（ただし、建設工場等の作業現場、自動車等の移動発生源、家庭生活から発生する悪臭は適用外）

規制基準は、工場や事業場の敷地境界線上の臭気、煙突等の気体排出口から排出された臭気及び排出水に適用されます。

※ 気体排出口の高さが15m以上の場合には、排出口から排出された空気が地表に着地した時に、敷地境界線上の規制基準に適合するように大気拡散式を用いて該当工場又は事業場毎に算出します。

⑥ 規制の対象

・対象となるものは？

安曇野市内にあるすべての工場・事業場が対象となります。

ただし、次のものは規制の対象外です。

- ・家庭からの悪臭
- ・自動車、船舶、航空機等の移動発生源
- ・建設工事、しゅんせつ、埋め立て等のために一時的に設置される作業場
- ・下水道の配水管及び排水渠

・対象となる臭いは？

事業活動に伴って発生する、全ての不快な臭いが対象となります。

⑦ 改善勧告・改善命令

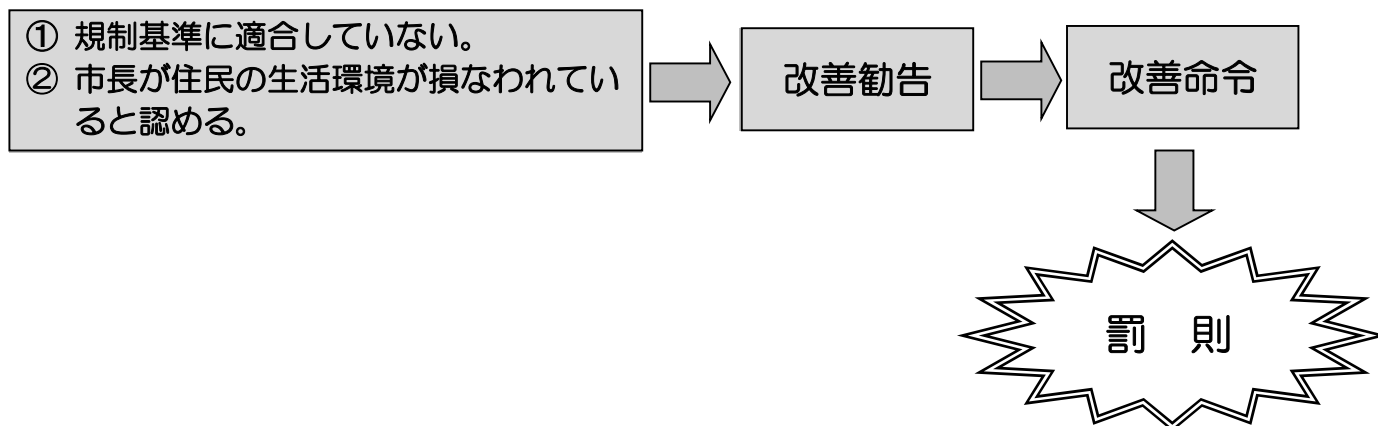
◆罰則等は

工場その他の事業場を設置する者に対し、悪臭発生施設の運用の状況、悪臭物質の排出防止設備の状況等について報告の徴収及び工場・事業場に対する立入検査をすることができます。（法第20条）なお、未報告、虚偽の報告をした者及び立入検査を拒み、妨げ、忌避した者については罰則が科せられます。

規制地域内に、工場その他の事業場を設置する者は規制基準を遵守する義務（法第7条）があり、「悪臭原因物の排出が規制基準に適合していない」場合において、「市長が住民の生活環境が損なわれていると認めるときは」、市長は改善勧告（法第8条第1項）を行うことができます。

この改善勧告に従わない場合は、改善命令（法第8条第2項）を行うことができ、命令に違反した者には罰則が科せられます。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

●改善勧告・改善命令の流れ



お問合せ先

安曇野市 市民生活部 環境課 環境保全担当

電話 0263 - 71 - 2491 長野県安曇野市豊科 6000 番地